

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の概要（1/2）

I. 本指針の位置付けについて

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に規定する、現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成・確保等の基本理念にのっとり、「発注者の責務」等を踏まえて、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための**発注者共通の指針**。
 - 発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたもの^(※)。
 - また、国は、本指針に基づき各発注者における発注関係事務の適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表する。
- (※) 例えば、ダンピング受注の防止、入札不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手の育成及び確保等の重要課題に対する各発注者の適切な事務運用を図ることを目的

II. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施

各発注者は、**発注関係事務**（新設だけでなく維持管理に係る発注関係事務を含む）の各段階で、以下の事項に取り組む。

(1) 調査及び設計段階

事業全体の**工程計画の検討等**
調査及び設計業務の性格等に応じた**入札契約方式の選択**
技術者能力の資格等による**評価・活用等**

(2) 工事発注準備段階

工事の性格等に応じた**入札契約方式の選択**
予算、工程計画等を考慮した**工事発注計画の作成**
現場条件等を踏まえた**適切な設計図書**の作成

(3) 入札契約段階

適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等
工事の性格等に応じた**技術提案の評価内容の設定**
競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等

(4) 工事施工段階

施工条件の変化等に応じた**適切な設計変更**
工事中の施工状況の確認等
施工現場における**労働環境の改善**
受注者との情報共有や協議の迅速化等

(5) 完成後

適切な技術検査・工事成績評定等
完成後一定期間を経過した後における**施工状況の確認・評価**

(6) その他

入札不調・不落時の見積りの活用等
公正性・透明性の確保、不正行為の排除

2. 発注体制の強化等

発注関係事務を適切に実施するための**環境整備**として、以下の事項に取り組む。

(1) 発注体制の整備等

発注者自らの体制の整備
外部からの支援体制の活用

(2) 発注者間の連携強化

工事成績データの共有化・相互活用等
発注者間の連携体制の構築

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の概要（2/2）

Ⅲ. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

各発注者は、本指針及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、**工事の性格や地域の実情等に応じて**、多様な入札契約方式の中から**適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせて適用するよう努める。**

1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

	(1) 契約方式の選択	(2) 競争参加者の設定方法の選択	(3) 落札者の選定方法の選択	(4) 支払い方式の選択
概要	工事の施工のみを発注する方式	一般競争入札	価格競争方式	総価請負契約方式
	設計・施工一括発注方式			
	詳細設計付工事発注方式	指名競争入札	総合評価落札方式	総価契約単価合意方式
	設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）			
	維持管理付工事発注方式			
	包括発注方式	随意契約	技術提案・交渉方式	コストプラスフィー契約・オープンブック方式
	複数年契約方式			
	CM方式			
事業促進PPP方式	など	など	など	など

2. 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

- (1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式
 - (2) 若手や女性などの技術者の登用を促す方式
 - (3) 維持管理の技術的課題に対応した方式
 - (4) 発注者を支援する方式
- など

Ⅳ. その他配慮すべき事項

本指針の理解、活用の参考とするため、**具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料**を作成する。本指針を踏まえ、国の機関が要領、ガイドライン等を作成した場合はこれも参照する。